

高崎市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

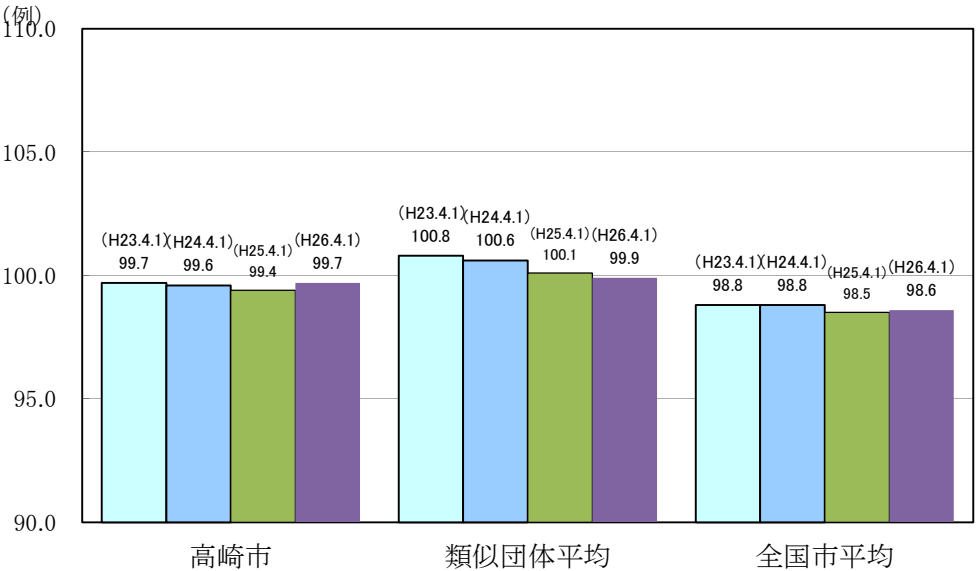
区 分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 375,228	千円 152,306,197	千円 4,692,160	千円 19,762,386	% 13.0	% 13.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 中核市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 2,157	千円 8,028,922	千円 1,476,027	千円 3,067,335	千円 12,572,284	千円 5,829	千円 6,199

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 「類似団体平均」とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値で

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[☒実施 ☐未実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容

(支給割合) 国基準6%に対し、高崎市においても6%を支給。
(実施時期) 平成27年4月1日より実施。ただし、段階的に支給割合を上げることとし、平成27年度は4%。
(参考)

	平成26年度の支給割合	見直し後の支給割合(H30.4.1)	平成27年度の支給割合
国基準による支給割合	3%	6%	4%
高崎市の支給割合	3%	6%	4%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(5) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
高崎市	43.3 歳	334,521 円	400,640 円	380,902 円
群馬県	43.5 歳	344,262 円	414,273 円	375,209 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	41.9 歳	324,583 円	412,561 円	369,919 円

②技能労務職

区 分	公 務 員						民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額	A／B	
				(A)	(国比較ベース)			(B)		
高崎市	48.1歳	166人	310,323 円	357,840 円	332,079 円	—	—	—	—	
うち学校給食員	45.7歳	68人	285,910 円	316,245 円	302,742 円	調理師	44.7歳	245,400 円	1.29	
うち清掃職員	50.3歳	21人	330,279 円	399,426 円	357,260 円	廃棄物処理	44.7歳	288,100 円	1.39	
うち用務員	53.3歳	34人	348,015 円	415,197 円	372,870 円	用務員	54.3歳	199,300 円	2.08	
その他	46.6歳	43人	309,381 円	357,957 円	333,920 円	—	—	—	—	
群馬県	50.0歳	122人	334,513 円	369,253 円	356,877 円	—	—	—	—	
国	50.1歳	3119人	287,992 円	—	326,611 円	—	—	—	—	
類似団体	47.8歳	290人	330,820 円	392,126 円	362,360 円	—	—	—	—	

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
高崎市	—	—	—
うち学校給食員	4,727,244 円	3,350,100 円	1.41
うち清掃職員	6,216,260 円	3,939,100 円	1.58
うち用務員	5,992,684 円	2,747,000 円	2.18

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成23～25年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された
期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
高崎市	42.7 歳	351,563 円	393,070 円
群馬県	44.8 歳	395,643 円	449,364 円
類似団体	46.2 歳	395,580 円	460,318 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース
(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（26年4月1日現在）

区 分	高崎市	群馬県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	177,300 円
	高 校 卒	140,100 円	143,400 円
技能労務職	高 校 卒	146,700 円	139,000 円
			137,200 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（26年4月1日現在）

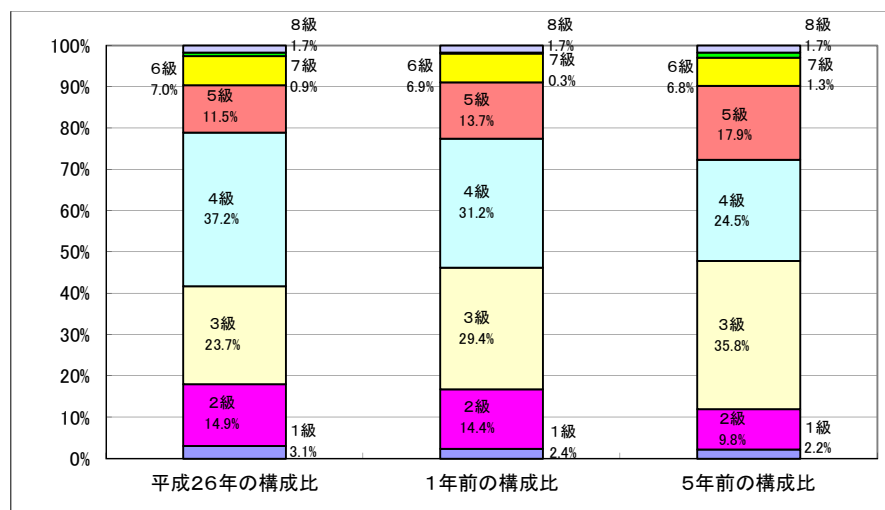
区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	287,000 円	366,800 円	389,800 円
	高 校 卒	249,700 円	346,100 円	365,900 円
技能労務職	高 校 卒	214,500 円	289,900 円	330,200 円
				345,300 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（26年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8 級	部長	25人	1.7%	413,000円	478,200円
7 級	課長	13人	0.9%	366,200円	456,200円
6 級	課長	100人	7.0%	320,600円	422,600円
5 級	課長補佐	166人	11.5%	289,200円	400,600円
4 級	係長	534人	37.2%	261,900円	388,300円
3 級	主任	341人	23.7%	222,900円	354,700円
2 級	主事	214人	14.9%	185,800円	307,800円
1 級	主事等	44人	3.1%	135,600円	243,700円

- (注) 1 高崎市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年10月1日を評定日として、部長、課長を除く職員に対して勤務成績の評定を実施している。昇給時に評定結果を反映させている。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

高 崎 市	群 馬 県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,433 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,661 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理監督者加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理監督者加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

①成績の判定	②支給率	③適用できる職員の割合
1. 極めて優れている	1…+0. 2月	1. 「2」の区分に該当する職員のうち100分の20以下
2. 優れている	2…+0. 1月	2. 100分の15以下
3. 良好である	3…±0月	3. —
4. やや劣っている	4…-0. 1月	4. 制限なし
5. 劣っている	5…-0. 2月	5. 制限なし

(2) 退職手当（26年4月1日現在）

高 崎 市	国
(支給率) 自己都合 定年・定年前早期 勤続20年 21.62 月分 27.025 月分 勤続25年 30.82 月分 36.57 月分 勤続35年 43.70 月分 52.44 月分 最高限度額 52.44 月分 52.44 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置2～45% (退職時特別昇給) 1人当たり平均支給額 1,767 千円 21,830 千円	(支給率) 自己都合 定年・定年前早期 勤続20年 21.62 月分 27.025 月分 勤続25年 30.82 月分 36.57 月分 勤続35年 43.70 月分 52.44 月分 最高限度額 52.44 月分 52.44 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置2～45%

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)			272,680 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)			117,181 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
高崎市	3 %	2,327 人	3 %
地域手当補正後ラスパイレ指数 (ラスパイレ指数)			100.0
			(99.7)

(注) 地域手当補正後ラスパイレ指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレ指数。
(補正前のラスパイレ指数×(1+当該団体の地域手当支給率)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績(25年度決算)		23,606 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		80,556 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		12.6 %		
手当の種類(手当数)		13種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給 単価
災害業務手当		災害の拡大を防止するために行う災害応急対策又は応急的な災害復旧の業務に従事した職員	0千円	日額500円
税務手当	納税課	徴税の事務に従事した職員	2,736千円	日額300円
水質等試験手当	環境政策課	河川の水、工場排水その他有害物質の採取又は分析試験の業務に従事した職員	30千円	日額200円
清掃業務手当	清掃管理課	夏季期間(6月1日から9月30日までをいう。以下同じ)以外の期間にごみ収集又はごみ処理の業務に従事した職員	5,143千円	日額700円
	清掃管理課	夏季期間にごみ収集又はごみ処理の業務に従事した職員	2,986千円	日額800円
	清掃管理課	道路等における犬、猫等の死体処理の業務に従事した職員	256千円	1回100円加算
社会福祉業務手当	社会福祉課	生活保護、障害者福祉又は児童福祉に係る現業を行う職員	5,819千円	月額5,000円
行旅病人及び行旅死亡人取扱手当	社会福祉課	行旅病人の救護業務に従事した職員	0千円	1回2,000円
	社会福祉課	行旅死亡人の取扱業務に従事した職員	55千円	1回5,000円
土木業務手当	道路維持課	道路、橋りょう、河川等の補修又は舗装の業務に従事した職員	293千円	日額200円
用地取得等交渉業務手当	市街地整備課	土地の取得等の交換業務に従事した職員	486千円	日額200円
浄水場等業務手当	倉渕支所農林建設課	浄水場、水源等で塩素等危険物の取扱業務に従事した職員	0千円	日額200円
防疫等業務手当	保健予防課	感染症のまん延の防止のために行う防疫等の業務に従事した職員 結核患者に対する訪問指導の業務に従事した職員	83千円	日額300円
犬等取扱業務手当	生活衛生課	犬等の捕獲、引取、処分又は検診の業務に従事した職員	453千円	日額400円
衛生検査手当	保健予防課	血液、尿便、生化学等の臨床検査の業務に従事した職員	46千円	日額250円
食品微生物検査手当	生活衛生課	食中毒原因微生物等の食品微生物検査その他の試験検査の業務に従事した職員	386千円	日額200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	197,866 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	112 千円
支給実績(25年度決算)	230,278 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	133 千円

(6) その他の手当（26年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	1 配偶者 月額13,000円 2 扶養親族たる父母等 6,500円(職員に配偶者がない場合にあってはそのうち1人については11,000円) 扶養親族である子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子についてはそれぞれ5,000円を加算	同じ		218,002 千円	214,147 円
住居手当	1 月額12,000円を超える家賃を支払う職員に家賃月額により月額27,000円を限度に支給 2 自己の所有する住宅月額1,000円	一部異なる	自己の所有する住宅の支給額	122,966 千円	99,487 円
通勤手当	1 交通機関利用者 運賃相当額を支給(月額55,000円を限度) 2 交通用具使用者 2km以上5km未満4,500円 5km以上10km未満5,500円 10km以上15km未満8,500円 15km以上20km未満11,600円 20km以上25km未満14,600円 25km以上30km未満17,600円 30km以上35km未満20,700円 35km以上40km未満23,700円 40km以上45km未満26,800円 45km以上50km未満29,800円 50km以上32,800円	一部異なる	交通用具使用者の支給額	163,192 千円	76,294 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に対して職務の特殊性に基づき支給 部長 94,000円 課長 72,700円(77,400円) 課長補佐 59,500円(62,300円) 係長 46,300円	同じ		375,632 千円	679,262 円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給	同じ		10,087 千円	42,561 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 日直手当 4,200円	同じ		5,557 千円	18,100 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に給する。 部長 10,000円 課長 8,500円 課長補佐 7,000円 係長 6,000円	同じ		10,411 千円	58,819 円

5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	市区町村長	1,100,000 円 (円)	(参考)類似団体における最高／最低額 1,206,000 円／ 565,000 円				
	副市町村長	880,000 円 (円)		974,000 円／ 708,900 円			
	報 酬	議 長	635,000 円 (円)	827,000 円／ 625,000 円			
副 議 長		605,000 円 (円)	748,000 円／ 555,000 円				
議 員		570,000 円 (円)	700,000 円／ 510,000 円				
期 末 手 当	市区町村長	(25年度支給割合)					
	副市町村長	3.9 月分					
	議 長	(25年度支給割合)					
	副 議 長 議 員	3.9 月分					
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)		(支給時期)		
	市区町村長	1,100,000×在職月数×0.5		26,400,000		任期ごと	
	副市町村長	880,000×在職月数×0.3		12,672,000		任期ごと	
	備 考						

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

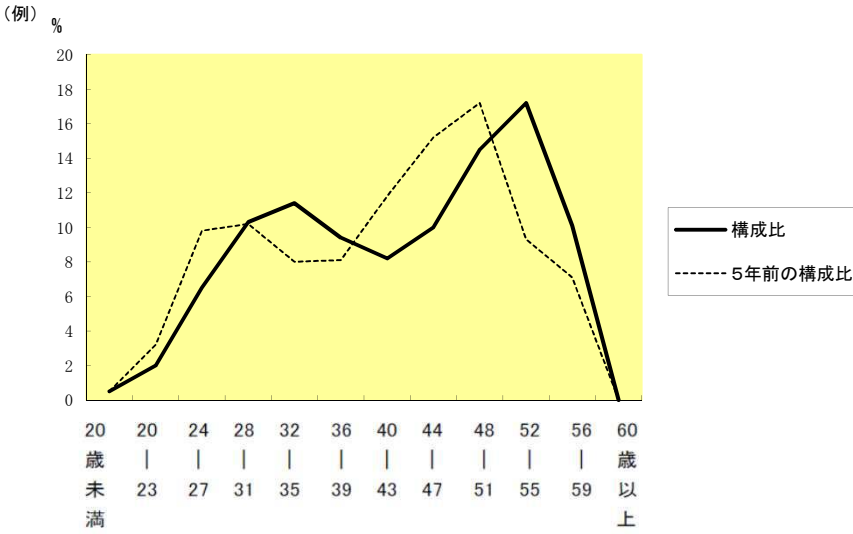
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
部 門		平成25年	平成26年		
普 通 会 計 部 門	議会	17	18	1	
	総務	356	352	△ 4	
	税務	160	162	2	
	民生	448	447	△ 1	
	衛生	252	250	△ 2	
	労働	3	3	0	
	農林水産	81	80	△ 1	
	商工	47	45	△ 2	
	土木	265	261	△ 4	
	計	1,629	1,618	△ 11	<参考> 人口1万人当たり職員数 43.21 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 43.49 人)
普 通 会 計 部 門	教育部門	529	516	△ 13	
	小 計	2,158	2,134	△ 24	<参考> 人口1万人当たり職員数 57.00 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 61.47 人)
公 営 企 業 等	水道	74	71	△ 3	
	下水道	67	66	△ 1	
	その他	103	104	1	
	小 計	244	241	△ 3	
合 計		2,402 [2,628]	2,375 [2,628]	△ 27 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 63.43 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳未満	24歳～27歳未満	28歳～31歳未満	32歳～35歳未満	36歳～39歳未満	40歳～43歳未満	44歳～47歳未満	48歳～51歳未満	52歳～55歳未満	56歳～59歳未満	60歳以上	計
職員数	0人	70人	219人	217人	197人	265人	345人	267人	249人	216人	327人	2人	2,374人

(3)職員数の推移

年 度 部門別		(単位:人・%)					
		21年	22年	23年	24年	25年	26年
一般行政		1,517	1,676	1,689	1,666	1,629	1,618
教育		636	670	555	538	529	516
普通会計計		2,153	2,346	2,244	2,204	2,158	2,134
公営企業等会計計		247	253	249	249	244	241
総合計		2,400	2,599	2,493	2,453	2,402	2,375
							過去5年間の増減数(率)
							101(6.7%)
							△120(△18.9%)
							△19(△0.9%)
							△6(△2.4%)
							△25(△1.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 6,066,871	千円 305,530	千円 558,469	% 9.2	% 11.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費105,771千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	85	312,852	50,944	118,771	482,567	5,677	6,123

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（26年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
高崎市	44.7 歳	365,872 円	535,868 円
団体平均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高 崎 市	市町村平均（政令指定都市を除く）
1人当たり平均支給額(25年度)	1人当たり平均支給額(25年度)
1,397 千円	1,456 千円
(25年度支給割合)	
期末手当 勤勉手当	—
2.60 月分 1.35 月分	
(1.45)月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	—
・役職加算 5～20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（２６年４月１日現在）

高	崎	市	市町村平均（政令指定都市を除く）
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	
勤続35年	43.7 月分	52.44 月分	
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～20%		
（退職時特別昇給	）		
1人当たり平均支給額	0 千円	21,259 千円	1人当たり平均支給額 13,934 千円

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、２５年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

（２６年４月１日現在）

支給実績（25年度決算）		10,695 千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（25年度決算）		125,825 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
高崎市	3 %	86 人	3 %

エ 特殊勤務手当（２６年４月１日現在）

支給実績（25年度決算）		12 千円		
支給職員１人当たり平均支給年額（25年度決算）		1,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）		14.1 %		
手当の種類（手当数）		7種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （25年度決算）	左記職員に対する支給 単価
用地取得等交渉業務手当		土地の取得等の交渉業務に従事した職員	0千円	日額 200円
料金等徴収・停水業務手当		水道料金等の滞納整理又は給水停止処分の執行の業務に従事した職員	0千円	日額 300円
修繕等業務手当	工務課 維持管理担当 浄水課 各上下水道事務所	給配水管等の修繕又は漏水調査の業務に直接従事した職員	8千円	日額 200円
浄水場等業務手当	浄水課 若田浄水場 浄水課 各上下水道事務所	浄水場、水源等で塩素等危険物の取扱業務に従事した職員	4千円	日額 200円
水質等試験手当	維持管理課 管理担当	下水等の水質試験又はこれに伴う汚水、汚泥の採取等の業務に従事した職員	0千円	日額 200円
下水処理業務手当	施設課 施設管理担当	1 夏季期間(6月1日から9月30日までをいう。以下同じ。)以外の期間に下水終末処理場若しくは下水中継ポンプ場の下水処理又は公共下水道管渠等のしゅんせつの業務に従事した職員	0千円	日額 700円
		2 夏季期間に下水終末処理場若しくは下水中継ポンプ場の下水処理又は公共下水道管渠等のしゅんせつの業務に従事した職員	0千円	日額 800円
災害業務手当		災害の拡大を防止するために行う災害応急対策又は応急的な災害復旧の業務に従事した職員	0千円	日額 500円

オ 時間外勤務手当

支給実績（２４年度決算）	5,109 千円
職員１人当たり平均支給年額（24年度決算）	80 千円
支給実績（２５年度決算）	4,067 千円
職員１人当たり平均支給年額（25年度決算）	64 千円

（注）１ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２ 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（２５年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（26年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度と の異同	一般行政 職の制度と 異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	1 配偶者 月額13,000円 2 扶養親族たる父母等 6,500円(職員に配偶者がな い場合にあつてはそのうち1 人については11,000円) 扶養親族である子のうちに 満15歳に達する日後の最 初の4月1日から満22歳に 達する日以後の最初の3月 31日までの間にある子につ いてはそれぞれ5,000円を 加算	同じ		9,970 千円	216,739 円
住居手当	1 月額12,000円を超える 家賃を支払う職員に家賃月 額により月額27,000円を限 度に支給 2 自己の所有する住宅月 額1,000円	同じ		4,754 千円	89,698 円
通勤手当	1 交通機関利用者 運賃相当額を支給(月額 55,000円を限度) 2 交通用具使用者 2km以上5km未満4,500円 5km以上10km未満5,500円 10km以上15km未満8,500 円 15km以上20km未満 11,600円 20km以上25km未満 14,600円 25km以上30km未満 17,600円 30km以上35km未満 20,700円 35km以上40km未満 23,700円 40km以上45km未満 26,800円 45km以上50km未満 29,800円 50km以上32,800円	同じ		6,361 千円	81,551 円
管理職手当	管理または監督の地位にあ る職員に対して職務の特殊 性に基づき支給 部長 94,000円 課長 72,700円(77,400円) 課長補佐 59,500円 係長 46,300円	同じ		14,864 千円	707,810 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職 員が勤務した場合に支給 日直手当 4,200円	同じ		0 千円	0 円
管理職員特別 勤務手当	管理職員が臨時又は緊急 の必要その他の公務の運 営の必要により週休日又は 祝日法による休日等若しく は年末年始の休日等に勤 務した場合に給する。 部長 10,000円 課長 8,500円 課長補佐 7,000円 係長 6,000円	同じ		219 千円	15,643 円

(2) 公共下水道事業（特定環境保全公共下水道事業を含む）

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 7,137,842	千円 564,864	千円 506,232	% 7.1	% 8.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費157,248千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	68	262,742	53,405	103,550	419,697	6,172	6,093

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（26年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
高崎市	46.1 歳	370,177 円	548,867 円
団体平均	44.0 歳	340,516 円	507,458 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高 崎 市	市町村平均（政令指定都市を除く）
1人当たり平均支給額(25年度) 1,523 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,443 千円
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	—

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（26年4月1日現在）

高 崎 市	市町村平均（政令指定都市を除く）
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 21.62 月分 27.025 月分 勤続25年 30.82 月分 36.57 月分 勤続35年 43.7 月分 52.44 月分 最高限度額 52.44 月分 52.44 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～20% (退職時特別昇給)	
1人当たり平均支給額 0 千円 23,997 千円	1人当たり平均支給額 11,486 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)			9,209 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)			135,427 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
高崎市	3 %	67 人	3 %

エ 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績(25年度決算)		1,330 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		88,647 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		22.1 %		
手当の種類(手当数)		7種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給 単価
用地取得等交渉業務手当		土地の取得等の交渉業務に従事した職員	0千円	日額 200円
料金等徴収・停水業務手当		水道料金等の滞納整理又は給水停止処分の執行の業務に従事した職員	0千円	日額 300円
修繕等業務手当	工務課 維持管理担当 浄水課 各上下水道事務所	給配水管等の修繕又は漏水調査の業務に直接従事した職員	0千円	日額 200円
浄水場等業務手当	浄水課 若田浄水場 浄水課 各上下水道事務所	浄水場、水源等で塩素等危険物の取扱業務に従事した職員	0千円	日額 200円
水質等試験手当	維持管理課 管理担当	下水等の水質試験又はこれに伴う汚水、汚泥の採取等の業務に従事した職員	11千円	日額 200円
下水処理業務手当	施設課 施設管理担当	1 夏季期間(6月1日から9月30日までをいう。以下同じ。)以外の期間に下水終末処理場若しくは下水中継ポンプ場の下水処理又は公共下水道管渠等のしゅんせつの業務に従事した職員	837千円	日額 700円
		2 夏季期間に下水終末処理場若しくは下水中継ポンプ場の下水処理又は公共下水道管渠等のしゅんせつの業務に従事した職員	482千円	日額 800円
災害業務手当		災害の拡大を防止するために行う災害応急対策又は応急的な災害復旧の業務に従事した職員	0千円	日額 500円

オ 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	4,040 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	92 千円
支給実績(25年度決算)	3,628 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	82 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（26年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度と の異同	一般行政 職の制度と 異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	1 配偶者 月額13,000円 2 扶養親族たる父母等 6,500円(職員に配偶者がな い場合にあつてはそのうち1 人については11,000円) 扶養親族である子のうちに 満15歳に達する日後の最 初の4月1日から満22歳に 達する日以後の最初の3月 31日までの間にある子につ いてはそれぞれ5,000円を 加算	同じ		10,776 千円	219,918 円
住居手当	1 月額12,000円を超える 家賃を支払う職員に家賃月 額により月額27,000円を限 度に支給 2 自己の所有する住宅月 額1,000円	同じ		5,157 千円	95,500 円
通勤手当	1 交通機関利用者 運賃相当額を支給(月額 55,000円を限度) 2 交通用具使用者 2km以上5km未満4,500円 5km以上10km未満5,500円 10km以上15km未満8,500 円 15km以上20km未満 11,600円 20km以上25km未満 14,600円 25km以上30km未満 17,600円 30km以上35km未満 20,700円 35km以上40km未満 23,700円 40km以上45km未満 26,800円 45km以上50km未満 29,800円 50km以上32,800円	同じ		5,494 千円	85,844 円
管理職手当	管理または監督の地位にあ る職員に対して職務の特殊 性に基づき支給 部長 94,000円 課長 72,700円(77,400円) 課長補佐 59,500円 係長 46,300円	同じ		17,592 千円	733,000 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職 員が勤務した場合に支給 日直手当 4,200円	同じ		0 千円	0 円
管理職員特別 勤務手当	管理職員が臨時又は緊急 の必要その他の公務の運 営の必要により週休日又は 祝日法による休日等若しく は年末年始の休日等に勤 務した場合に給する。 部長 10,000円 課長 8,500円 課長補佐 7,000円 係長 6,000円	同じ		218 千円	14,533 円